

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

傷病手当金と医療費控除

Q : 私はサラリーマンですが、昨年、病気のため半年間入院し、健康保険から傷病手当金をもらいました。

ところで、医療費控除額を計算する際には、この傷病手当金は医療費の金額から差し引くことになるのでしょうか。

A : 傷病手当金は差し引く必要はありません。

【解説】

医療費控除額を計算する場合、医療費の補てんに充てられる保険金や損害賠償金等があるときは、その金額を支払った医療費の額から控除する必要があります。

ご質問の傷病手当金は、医療費を補てんする保険金等には当たりませんので、医療費の金額から差し引く必要はありません。傷病手当金以外に、出産手当金や育児手当金についても同様です。

一方、療養費や家族療養費、高額医療費、出産育児一時金、配偶者出産育児一時金、入院附加金は医療費を補てんする保険金等に該当します。

ちなみに、傷病手当金や療養費、分娩費、出産手当金、育児手当金、家族療養費など健康保険法に基づいて支給される給付は、課税されないことになっていますので、税金はかかりません。

